

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612）あてにお願いします。
注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報＞お知らせ＞「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年11月26日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいてから2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 1 国名：ヨルダン 担当：地球環境部
案件名：シリア難民ホストコミュニティ緊急給水計画策定プロジェクト（ファストトラック適用案件）

1 契約予定期間：2013年12月下旬～2016年12月下旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における上水道・下水道案件に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

・ 商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年11月27日から2013年11月28日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年11月27日から2013年11月29日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年12月9日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 12月中旬
- (5) 契約交渉 : 12月中旬～12月下旬

5 業務の目的

ヨルダン国土が乾燥地・半乾燥地に位置しているため、国民1人当たりの水資源賦存量が145m³/年であり、水ストレスがかかると思われる1,000m³/年を大きく下回る、水資源が世界で最も少ない国の1つである。限られた水資源に対して、人口増加等により水需要量は増加を続けており、深刻な水需給バランスの不均衡を引き起こしている。主たる水源となっている地下水は、涵養量を大幅に上回る揚水がなされており、地下水位の低下が続いている他、化石地下水の利用も開始されており、持続可能な利用がなされていない。多くの都市において、上水道サービスは週に数日の給水しかなされていない。ヨルダンの水セクターの中心政策である「生活のための水：ヨルダンの水戦略2008-2022」は、安全・十分な飲料水供給、持続的な水資源利用、気候変動への対応・適応等を目標として挙げている。ヨルダン水道庁（WAJ）は、同戦略に基づき、水資源の開発と管理、配水管網や送水管の拡張・改善、下水道網の整備、民間セクターの参加促進を重点政策とし、ドナーの支援を受けながら各地でプロジェクトを実施しているが、今なお課題が多い。

さらに、2011年のシリア危機発生以降、大量のシリア難民の流入等により水問題が深刻化している。2013年10月時点のUNHCRの統計によれば、ヨルダンに流入した難民の登録数（登録待ちを含む）は約54万人であるが、UNHCRに難民登録申請をしていない人数を含めると既に100万人を超えているとの推測もあり、さらに現在も一日当たり300人程度のシリア難民の流入が続いている。今後シリア情勢がさらに悪化した場合には、計130万人（ヨルダンの人口の約20%強）まで膨らむとの予測もある。シリア難民のうち、UNHCR等が整備した難民キャンプに居住する人数は約2割に留まり、残りの8割はヨルダン北部地域を中心とする一般の都市等に流入している。これらのシリア難民が多数居住するようになった居住地はホストコミュニティと呼ばれ、特に北部の4県（イルビッド、アジュルン、ジェラシュ、マフラク）に多い。北部4県の人口はシリア危機発生前の2009年時点で166万人とされていたが、現在はシリア難民の流入で20～30%の人口増加が生じていると見られている。その結果、ホストコミュニティでは給水事情が悪化し、シリア難民と元から居住しているヨルダン人の間に軋轢が生まれている地域もあると言われている。また、下水や廃棄物の発生量が増加し、不法投棄も増えていることから、衛生環境の悪化や下水管の閉塞などの問題も発生している。

シリア難民対策としては、UNHCRやNGO等の人道援助機関による難民キャンプへの支援が進んでいるが、一方でホストコミュニティに対しては、人口が急増し、インフラや公共サービスに大きな負荷がかかっているにも関わらず、対応が遅れている。北部4県は、人口の97%が配管による上水道サービスを利用しており、下水道へのアクセスは約5割（都市部で82%、地方部で35%）とされている。上下水道事業は、施設整備をヨルダン水道庁（WAJ）が行い、運営・維持管理は2011年にWAJから分社化されたヤルムーク水道公社（YWC）が行っている。北部4県の水道施設は、大きく東部システム（35%の水量を給水）、西部システム（30%の水量を給水）、及びその他の井戸群（35%の水量を給水）の3つのシステムに分かれている。水源は全て地下水であり、YWCは217本の水源井、湧水源、11か所の浄水場、83か所のポンプ場、8,100kmの水道管を有している。下水道施設としては、10か所の下水処理場（うち8か所では活性汚泥法を利用）、7地区に合計1,000kmの下水管網を有している。これらの上下水道施設はもともと老朽化や漏水等の課題を抱えていたにも関わらず、人口増に対応するために能力を超えた稼働が続いており、以前のおよそ2倍の住民に給水している地域もあるなど、大きな負荷がかかっている。

このような背景を踏まえ、ヨルダン政府は、北部4県におけるシリア難民の流入による上下水道サービスへの影響を評価し、ホストコミュニティにおける上下水道サービスの現状にかかる包括的な調査を行い、持続的な解決策について提言することを目的とする開発計画調査型技術協力を我が国に要請してきた。

要請を受け、機構は2013年10～11月に詳細計画策定調査団を派遣し、水・灌漑省ヨルダン水道庁（WAJ）との間で協

議事録（M/M）の署名を行なうとともに、その後JICAヨルダン事務所長とWAJの間で討議議事録（R/D）の署名・交換を行った。

本プロジェクトでは、短期的優先プロジェクトの形成、優先プロジェクトを無償資金協力プログラムで実施するための概略設計（以上、コンポーネントA）、ホストコミュニティの上下水道セクターのサービス維持のために必要な中期計画の策定（コンポーネントB）、漏水探知・修繕や下水管清掃等のパイロット活動（コンポーネントC）を行うものである。

6 業務の範囲及び内容

本プロジェクトは次の3つのコンポーネントから構成される。

コンポーネントA：上下水道サービスを改善するための無償資金協力の概略設計

コンポーネントB：持続的な上下水道サービスのための計画策定

コンポーネントC：小規模修繕等のパイロット活動の実施

各コンポーネントに対する業務は以下の通り。

<コンポーネントA：上下水道サービスを改善するための無償資金協力の概略設計>

- 1) ヨルダン側作成の優先プロジェクトリストの内容や選定根拠の確認
- 2) 既存のアセスメント調査報告書等を用いた現状の把握、課題の整理
- 3) 他開発パートナーによるプロジェクトの内容や進捗状況、今後の予定の確認
- 4) 各サブプロジェクトの必要性、妥当性の確認、優先順位付け
- 5) 概略設計の対象とするサブプロジェクトの選定
- 6) 自然条件調査（配管ルートの路線測量等）
- 7) 環境社会配慮調査
- 8) 施設計画、機材計画の策定
- 9) 概略設計
- 10) 調達事情調査
- 11) 施工計画調査
- 12) 運営維持管理計画調査
- 13) 概算事業費積算
- 14) 当該プロジェクトの運営維持管理に係るコンポーネントB、C等を通じた技術支援の必要性の検討
- 15) プロジェクトの成果、裨益効果、評価指標の検討

<コンポーネントB：持続的な上下水道サービスのための計画策定>

- 1) 既存情報の収集と分析（シリア難民の流入及び分布の状況、開発計画、実施中のプロジェクト、既存の上下水道施設、運営維持管理能力等）
- 2) ヨルダン政府及び開発パートナーが形成するホストコミュニティサポートプラットフォームとその傘下にある水・衛生分野（WASH）タスクフォースによるコーディネーションと活動状況に関する確認、プラットフォームの活動実績や今後の計画との整合性を確保した形での、本調査で策定する計画の内容、目標年次、更新頻度等に関する検討
- 3) シリアに関する平和構築ニーズ調査（PNA）
- 4) シリア難民の流入や予測を反映した需給ギャップの推定
- 5) 5年程度先を見据えた対象地域の中期の上下水道整備計画の策定
- 6) 短期・中期の優先プロジェクトの抽出と提言（資金源の確保状況に応じて、概略設計まで実施）
- 7) 状況の変化に応じた中期計画、短期・中期優先プロジェクトの更新
- 8) プラットフォームやWASHタスクフォースとの調整、フィードバック
- 9) 計画策定過程を通じた技術移転

<コンポーネントC：小規模修繕等のパイロット活動の実施>

- 1) パイロット活動の選定（プロジェクト期間中に状況の変化に応じて順次選定）
- 2) 必要機材の調達、現地リソースとの再委託契約等の活動準備
- 3) パイロット活動の実施
- 4) 実施上の留意点の取りまとめ、コンポーネントBへのフィードバック

7 成果品等

全コンポーネント

- (1) インセプションレポート：2014年1月上旬

コンポーネント A

- (2) 無償資金協力の対象となる事業の概要資料（和文のみ）：2014年1月下旬
- (3) 無償資金協力の対象となる事業の報告書案（通常の協力準備調査報告書案相当）：2014年6月下旬
- (4) 無償資金協力の対象となる事業の報告書（通常の協力準備調査報告書相当）：2014年7月下旬

コンポーネント B

- (5) 進捗報告書：計画更新に合わせ適宜

コンポーネント C

- (6) パイロット活動計画書：2014年4月上旬
- (7) 進捗報告書：計画書に沿って、各活動の区切りに応じ適宜

全コンポーネント

- (8) 調査報告書：2016年12月下旬

8 主要な分野及び評価対象予定者

- 1) 総括（評価対象予定者）
- 2) 上水道計画（上水道グループ取りまとめ）（評価対象予定者）
- 3) 下水道計画（下水道グループ取りまとめ）（評価対象予定者）
- 4) 上水道施設設計 1（評価対象予定者・語学力評価せず）
- 5) 上水道施設設計 2
- 6) 下水道施設設計 1
- 7) 下水道施設設計 2
- 8) 環境配慮/地下水管理/水質管理
- 9) 難民支援/社会配慮
- 10) 施工計画/調達計画/積算 1
- 11) 施工計画/調達計画/積算 2
- 12) 経済・財務分析/プロジェクト評価
- 13) パイロット活動 1
- 14) パイロット活動 2
- 15) 平和構築ニーズ評価（シリア向け）
- 16) 業務調整/上水道施設設計補助

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定
- ・2013年10月に事前調査実施済み
- ・本件プロポーザルについては、記載分量、内容を簡潔にさせていただく予定です。
- ・本件受注コンサルタント（JV構成員および補強を含む。以下「受注コンサルタント」という。）は、本調査の結果に基づき、我が国政府による無償資金協力が実施される場合は、設計監理契約以外の役務及び財の調達には参加できない（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も調達できない）予定です。

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。